

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 福祉推進員設置要綱

（趣旨）

第1条 西海市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、地域住民の自主的な助け合い精神を醸成し、地域の生活課題を地域社会全体で解決する仕組みを作るため、小地域ごとに福祉推進員（以下「推進員」という。）を設置し、地域の福祉力の充実と福祉の風土を築くことを目的とする。

（配置基準）

第2条 推進員は、目安として40世帯に1名を配置する。ただし、地域の状況等でこれにより難しい場合は、行政区長との協議による。

（選任）

第3条 推進員は、ボランティア精神に富み、地域内で信頼の厚い者とする。

2 推進員の選任は、行政区長の推薦（様式第1号）とする。

（委嘱）

第4条 推進員は、市社協会長が委嘱する。

（役割）

第5条 推進員は、地域住民や関係機関と連携し、次の活動を行う。

- (1) 地域内の福祉的情報を自治会、社協、民生委員・児童委員に提供、対応協議に参画
- (2) 福祉事業への協力
- (3) 福祉思想の普及
- (4) 災害時、要援護者の避難支援
- (5) 社協業務のモニター
- (6) 社協主管の各種募金運動（会費・赤い羽根等）の啓発、協力

ただし、(6)に関しては、自治会、婦人会等による既定の方法を改める必要がなければ、現行方式による。

（任期）

第6条 推進員の任期は2年とする。

ただし、再任を防げない。

2 欠員が生じたときは、第3条2項に基づき速やかに補充し、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 後任者が就任するまでは、前任者がその役割を担うものとする。

（地区推進員会の設置）

第7条 この会は、推進員間の連携及び福祉情報の共有のため、市内各町ごとに地区推進員会を設置する。

2 地区推進員会は、各町の推進員で構成する。

3 地区推進員会に、互選で会長、副会長、会計を置く。

4 会長は、会務を総理し、地区推進員会を代表する。

5 副会長は、会務を補佐し、会長事故あるとき、または会長が欠けたときは会長の職務を代理する。

6 会計は、会計業務にあたる。

(市推進員連絡協議会の設置)

第8条 地区推進員会の円滑な運営のため、市推進員連絡協議会(以下「連絡協議会」という)を設置する。

2 連絡協議会は、地区推進員会の正副会長をもって構成する。

3 連絡協議会に、互選により会長、副会長を置く。

4 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

5 副会長は、会務を補佐し、会長事故あるとき、または会長が欠けたときは会長の職務を代理する。

(秘密保持)

第9条 推進員は、立场上知り得た個人情報を、他に漏らしてはならない。ただし、公共の福祉のための適切な活用や災害時の場合は、この限りではない。

(運営経費)

第10条 地区推進員会及び連絡協議会の運営経費は、社協の配当予算並びにその他の収入をもって充てる。

(活動保険)

第11条 推進員の安全を保障するため、市社協負担においてボランティア活動保険に加入する。

(研修)

第12条 推進員は、研修会等に参加し、その職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努める。

(事務局)

第13条 連絡協議会の事務局は社協本所、地区推進員会の事務局は社協各支所に置く。ただし、西海地区は社協本所が兼ねる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。